告示

○総務省告示第三十一号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十六年二月十四日

総務大臣　新藤　義孝

名称	自由民主党本部周辺地域
期間	平成二十六年二月十七日から平成二十七年二月十六日まで

○法務省告示第六十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表長菱船舶工事株式会社の項中「長菱船舶工事株式会社」を「ＭＨＩ船海エンジニアリング株式会社」に改め、同表に次のように加える。

株式会社田尻	サッシ施工
群馬県桐生市広沢町四丁目二千三百七十五番地	

○法務省告示第六十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号中「平成二十三年三月二十八日」を「平成二十六年三月二十八日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年三月二十八日から施行する。

○法務省告示第六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号イに掲げる活動の項下欄第十一号ただし書の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百六十三号の一部を次のように改正する。

平成二十六年二月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号中「平成二十三年三月二十八日」を「平成二十六年三月二十八日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月四日から施行する。

第二号中「平成二十三年四月四日」を「平成二十六年四月四日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月四日から施行する。

○法務省告示第六十四号

福島市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十六年二月十四日

法務大臣　谷垣　禎一

福島県信夫郡飯坂町平野字久保五十二番地

佐藤　守一

地域	東京都千代田区	平河町一丁目（五番及び六番に限る。） 平河町二丁目 紀尾井町（一番から三番までに限る。）
差点	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交	

○厚生労働省告示第二十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）附則第四条の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の厚生労働大臣が指定する地域（平成二十三年厚生労働省告示第三百十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から適用する。

平成二十六年二月十四日

厚生労働大臣　田村　憲久

表東京都の項中「江東区」の下に「、目黒区」を加える。

○農林水産省告示第二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県大洲市肱川町名荷谷四八七、五一一の一、五一四、五一七から五一九まで、五二三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

肱川町名荷谷四八七・五一七から五一九まで・五二三（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛媛県伊予郡砥部町高市三八六八、三八七一から三八七三まで、三八七五、三八七六、三八七八から三八八一まで、三九二一から三九二六まで、三九二九、三九七九から三九八三まで、三九八六から三九八八まで、三九八九の一、三九八九の二、三九九〇から三九九四まで、四〇〇一から四〇〇三まで、四〇〇五、四〇〇六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

高市三九二一・三九二二・三九二九・三九八一・三九八六・三九八九の一・三九九一（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び砥部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年二月十四日

農林水産大臣　林　芳正